

議案第 6 2 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する  
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 1 6 年条例第 3 7 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「コンビニエンスストア」を「民間事業者の店舗」に  
改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

住民サービスの向上を図るため、住民基本台帳カードを利用して証明書等の交付を受けることができる民間事業者の店舗の範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。